

仙台市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 概要

(1) 仙台市子ども・子育て支援事業計画について

仙台市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法に基づき、計画期間（2015（平成27）～2019（平成31）年度）における教育・保育に係る「量の見込み」（需要）、これに対応する「確保方策」（整備量）等を定めた計画です。

(2) 事業計画の中間見直しについて

事業計画については、国の示す一定の基準に該当する場合、中間年（本年度）に見直しを行うこととされています。

本市においては、この基準のうち「平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合」に該当するため、事業計画の残り2か年度（2018（平成30）～2019（平成31）年度）における、保育に係る「量の見込み」と「確保方策」を見直しました。

<待機児童数の推移>

各年4月1日時点（以下共通）

		2015	2016	2017
待機児童数	定義見直し前	419人	213人	(164人)
	定義見直し後	—	—	232人

(3) 待機児童解消の方向性について

事業計画の見直しに当たり、今後の待機児童解消の方向性についても検討を行いました。

今後の保育ニーズの増大も見据え、国の「子育て安心プラン」における全国的な待機児童解消の目標時期とも歩調を合わせ、2020（平成32）年度末までの待機児童解消を目指し、保育基盤のさらなる整備や保育士の人材確保に向けた取組など、ハード・ソフト両面の施策を総合的に推進していきます。

2 見直しのポイント

(1) 就学前児童数の見直し

当初の事業計画における0～5歳の就学前児童数は、2014（平成26）年度時点で、直近の出生数等の実績を踏まえて推計しています。

中間見直しに当たり、量の見込みの算定の基礎となる就学前児童数の推計も見直す必要があることから、近年の出生数等の実績を踏まえ、改めて就学前児童数を推計しました。

<就学前児童数>

□ 事業計画の計画期間

■ 新推計

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
当初推計	55,383人	55,420人	55,141人	54,883人	54,037人	52,905人	—
実績	54,782人	54,468人	53,441人	—	—	—	—
新推計	—	—	—	53,561人	52,566人	51,299人	50,063人

当初推計との差 △601人 △952人 △1,700人 △1,322人 △1,471人 △1,606人

■ 近年の実績を見ると、当初推計と比べ、合計特殊出生率が低下していることなどを踏まえ、下方修正を行いました。

(2) 「量の見込み」の見直し

保育に係る「量の見込み」（需要）の見直しに当たっては、次のように再試算を行いました。

① 保育に係る利用意向率の見直し

2号・3号認定の区分ごとに、直近3か年における「保育に係る利用意向率」（支給認定児童数等／就学前児童数）の実績を把握し、その推移を踏まえ、2018（平成30）年度以降における利用意向率を推計しました。

< 保育に係る利用意向率：2号認定（3～5歳児・保育の必要性あり） >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
当初推計	—	33.69%	34.20%	34.72%	35.23%	35.74%	—
実績/新推計	34.54%	35.77%	38.02%	39.52%	41.02%	42.52%	44.02%

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

< 保育に係る利用意向率：3号認定（0～2歳児・保育の必要性あり） >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
当初推計	—	31.03%	32.21%	33.30%	34.40%	35.52%	—
実績/新推計	31.44%	33.71%	36.82%	39.32%	41.82%	44.32%	46.82%

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

■ 当初予測したよりも、女性の社会進出、核家族化や共働き世帯の増加などの社会経済・雇用環境の変化、保育基盤の整備がさらなる保育需要を喚起するなどといった理由により、保育に係る利用意向率は高く推移していますが、今後ともこの趨勢は続くと見込み、上方修正を行いました。

② 見直し後の「量の見込み」

見直し後の就学前児童数に、上記①で推計した「保育に係る利用意向率」を乗じ、保育に係る「量の見込み」の再試算を行いました。

なお、3歳未満児を対象とする地域型保育事業等における幼稚園等の連携施設¹の設定状況に鑑み、地域型保育事業等の卒園児の一部が幼稚園に移行することが見込まれることから、2号認定については、こうした要素も勘案し、見直し後の「量の見込み」を試算しました。

< 2号認定（3～5歳児・保育の必要性あり） >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
当初推計	—	9,254人	9,421人	9,732人	9,850人	9,850人	—
実績/新推計	9,388人	9,746人	10,248人	10,906人	11,144人	11,067人	11,078人
差		492人	827人	1,174人	1,294人	1,217人	

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

< 3号認定（0～2歳児・保育の必要性あり） >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
当初推計	—	8,674人	8,888人	8,942人	8,972人	9,003人	—
実績/新推計	8,677人	9,176人	9,753人	10,185人	10,537人	11,007人	11,324人
差		502人	865人	1,243人	1,565人	2,004人	

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

¹ 連携施設：3歳未満児を対象とする地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）と3歳未満児専用保育所における卒園後の受け皿の役割等を担う、認定こども園、保育所及び幼稚園

< 2号・3号認定合計 >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
当初推計	—	17,928人	18,309人	18,674人	18,822人	18,853人	—
実績/新推計	18,065人	18,922人	20,001人	21,091人	21,681人	22,074人	22,402人
差		994人	1,692人	2,417人	2,859人	3,221人	

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

(3) 「確保方策」の見直し

見直し後の「量の見込み」に対応していくため、2号・3号認定それぞれの「確保方策²」について、保育士の確保や近年の施設整備の現状なども考慮し、次のとおり見直しました。

なお、3号認定については、企業主導型保育事業の整備が進んできていることなどを踏まえ、その地域枠分について、見直し後の「確保方策」に上乘せしました。

○ 見直し後の「確保方策」

< 2号認定（3～5歳児・保育の必要性あり） >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
量の見込み (見直し後)	9,388人	9,746人	10,248人	10,906人	11,144人	11,067人	11,078人
確保方策 (当初推計)	—	9,767人	10,322人	10,307人	10,391人	10,389人	—
確保方策 (実績/新推計)	9,258人	9,583人	10,136人	10,551人	10,897人	11,119人	11,304人

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

< 3号認定（0～2歳児・保育の必要性あり） >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
量の見込み (見直し後)	8,677人	9,176人	9,753人	10,185人	10,537人	11,007人	11,324人
確保方策 (当初推計)	—	8,710人	9,316人	9,420人	9,536人	9,574人	—
確保方策 (実績/新推計)	8,063人	8,712人	9,270人 (67人)	9,609人 (204人)	10,217人 (204人)	10,719人 (204人)	11,188人 (204人)

□ 事業計画の計画期間 () 企業主導型保育事業の地域枠分 ■ 新推計

< 2号・3号認定合計 >

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
量の見込み (見直し後)	18,065人	18,922人	20,001人	21,091人	21,681人	22,074人	22,402人
確保方策 (実績/新推計)	17,321人	18,295人	19,406人	20,160人	21,114人	21,838人	22,492人
過不足	△744人	△627人	△595人	△931人	△567人	△236人	90人

□ 事業計画の計画期間 ■ 新推計

(今後3か年で約2,300人分を確保)

² 確保方策：「量の見込み」に対応する教育・保育施設、地域型保育事業等の整備量

上記の表に記載のとおり、見直し後の「確保方策」においては、今後3か年で約2,300人分を確保することとしました。

その確保に向けて、認可保育所を中心に、小規模保育事業等の多様な保育基盤を組み合わせながら、各年度約650～950人分の保育の受け皿を着実に整備していくとともに、若手保育士等の就業促進を図るための本市独自の支援をはじめ、保育士の人材確保に向けた様々な取組を行うなど、保育の質の確保という観点も重視し、計画的に進めていきます。

3 事業計画の見直し内容

上記1(2)のとおり、事業計画の見直しは、計画期間の残り2か年度（2018（平成30）～2019（平成31）年度）における、保育に係る「量の見込み」と「確保方策」について行いました。

<当初の事業計画>

	2019年度当初			2020年度当初		
	2号認定	3号認定	計	2号認定	3号認定	計
量の見込み	9,850人	8,972人	18,822人	9,850人	9,003人	18,853人
確保方策	10,391人	9,536人	19,927人	10,389人	9,574人	19,963人

<見直し後の事業計画>

	2019年度当初			2020年度当初			2021年度当初		
	2号認定	3号認定	計	2号認定	3号認定	計	2号認定	3号認定	計
量の見込み	11,144人	10,537人	21,681人	11,067人	11,007人	22,074人	11,078人	11,324人	22,402人
確保方策	10,897人	10,217人	21,114人	11,119人	10,719人	21,838人	11,304人	11,188人	22,492人
過不足	△247人	△320人	△567人	52人	△288人	△236人	226人	△136人	90人

4 待機児童の解消に向けて

見直し後の事業計画における「量の見込み」と「確保方策」を比較すると、3号認定において、計画期間が満了する2020（平成32）年度当初からその翌年度当初においても不足が生じることが見込まれますが、認可保育所における受入枠の拡大や企業主導型保育事業の促進など、様々な取組により、保育ニーズに対応していきます。

本市では、国の「子育て安心プラン」における全国的な待機児童解消の目標時期とも歩調を合わせ、2020（平成32）年度末までの待機児童解消を目指して、こうした保育基盤のさらなる整備や保育士の人材確保に向けた取組など、ハード・ソフト両面の施策を総合的に推進していきます。